

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、平成 17 年 3 月に誕生したが、全国的な少子高齢化による人口構造の変化や地域経済の低迷等により、平成 17 年国勢調査時点では 40,049 人であった人口が令和 2 年国勢調査時点では 30,198 人に落ち込むなど減少傾向が続いている。

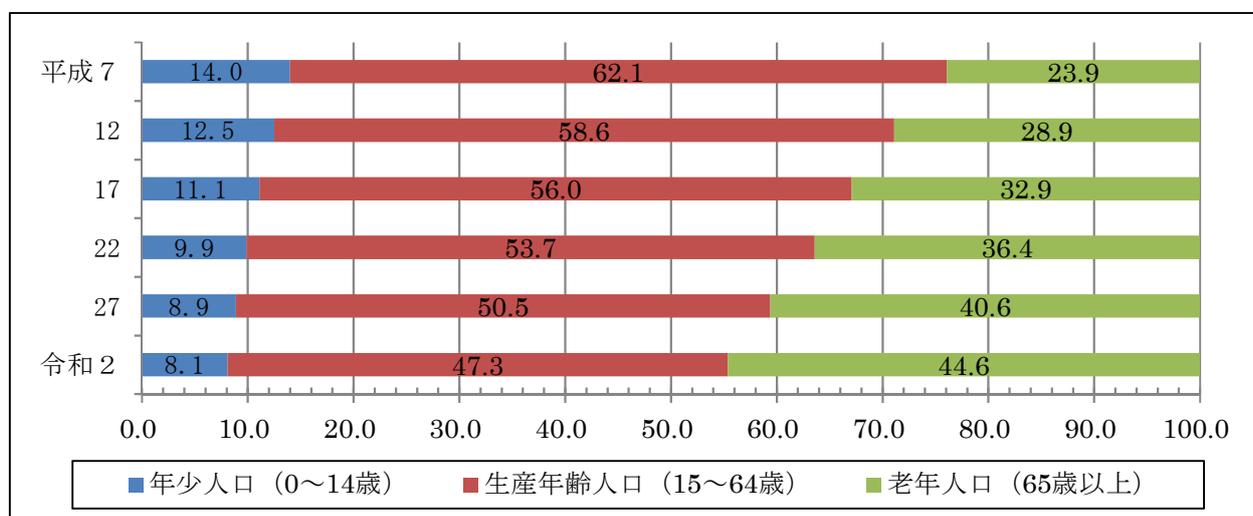
また、65 歳以上の高齢化率は 44.6% となり、秋田県平均の 37.5% を大きく上回る一方で、年少人口と生産年齢人口の減少率が大きく、少子高齢化の進行がより顕著となっている。

こうした中、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」では、2025 年末の本市の人口は 27,068 人（高齢化率 47.4%）、2050 年には人口が 13,934 人（同 56.6%）と現在の約半数以上の減少となり、2 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると推計されている。

●年齢 3 区分別人口

(人、%)

区 分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
年少人口 (0～14 歳)	3,581	9.9	2,932	8.9	2,437	8.1
生産年齢人口 (15～64 歳)	19,530	53.7	16,723	50.5	14,260	47.3
老年人口 (65 歳以上)	13,248	36.4	13,457	40.6	13,438	44.6
(内 75 歳以上)	7,447	20.5	7,741	23.4	7,547	25.0
計	36,387	100.0	33,224	100.0	30,198	100.0



(資料：国勢調査)

市内の産業構造は、第一次産業は水稻を中心とした農業が主であるが、農業従事者等の高齢化による引退や後継者の不足により従事者が大きく減少してきている。また、市内における第二次産業は6割以上を製造業が占めるが、生産年齢人口の減少と併せて減少しており、これとは反対に老年人口の増加とともに関連する業種として医療、福祉の分野といった第三次産業の就業者数の割合が増加している。

●北秋田市の産業分類における就業者数の推移 (単位：人)

産業分類	年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
A 農業, 林業		2,040	1,763	1,520
B 漁業		6	7	2
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業		24	27	17
D 建設業		1,678	1,546	1,373
E 製造業		2,880	2,644	2,483
F 電気・ガス・熱供給・水道業		40	45	38
G 情報通信業		73	48	57
H 運輸業, 郵便業		577	485	457
I 卸売業, 小売業		2,145	1,944	1,764
J 金融業, 保険業		208	170	141
K 不動産業, 物品賃貸業		81	104	106
L 学術研究, 専門・技術サービス業		213	190	190
M 宿泊業, 飲食サービス業		690	565	512
N 生活関連サービス業, 娯楽業		653	598	521
O 教育, 学習支援業		634	550	534
P 医療, 福祉		2,586	2,699	2,810
Q 複合サービス事業		371	399	297
R サービス業 (他に分類されないもの)		752	781	776
S 公務 (他に分類されるものを除く)		749	701	731
T 分類不能の産業		15	25	-
総 数		16,415	15,291	14,329
(うち第一次産業)		2,046	1,770	1,522
(うち第二次産業)		4,582	4,217	3,873
(うち第三次産業)		9,772	9,279	8,934

(資料：国勢調査)

北秋田市内における中小企業の現状は、過疎地域であるため労働生産人口の大幅な減少が顕著であり、人材・人手の需要と供給のアンバランスや、雇用のミスマッチからくる慢性的な不足から、今後も市内中小企業における人材・人手の確保は厳しい状況が続くことが見込まれる。また、国際的な原材料価格の高騰は多くの産業でコストの増加を引き起こしており、中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものとなっている。

こうした状況に鑑み、市内中小企業における、より生産性の高い設備等の導入・

更新を促進することにより、深刻化する人材不足への対応や生産性の向上、経営基盤の強化、競争力の強化につなげていくことが必要である。

●令和6年度 有効求職・有効求人・求人倍率の推移



(資料:厚生労働省秋田労働局「ハローワーク別求人・求職状況(ハローワーク鷹巣)」)

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、人材不足・人手不足の中においても市内中小企業が生産性を上げ、成長を続けていくことができる環境を目指す。

また、中小企業が成長し、魅力ある企業を増やすことで新卒者の域外流出を防ぐとともに、UJIターンも含めた雇用の増加と人口の定着を目指す。

●目標企業数

計画期間中の先端設備等導入計画の認定企業数 2年間 2社程度

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)の目標伸び率を年平均3%以上として設定し、先端設備等導入計画の計画期間に応じて次表のとおりとする。

●先端設備等導入計画の計画期間ごと目標伸び率

計画期間	3年間	4年間	5年間
目標伸び率	9%以上	12%以上	15%以上

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農業、建設業、製造業など多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

対象となる地域については、北秋田市は合併して誕生した市であり、旧町ごとに工業団地や事業所の集積があるため市内の一部を対象地域として定めることは望ましくなく、公平な事業者の生産性向上を目指すために、対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象となる業種及び事業については、業種及び事業に偏りがなく、中小企業者による幅広い取り組みを促すことを目標とし、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、対象となる事業については、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月27日～ 令和9年6月26日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等の導入に際し、次のいずれかの事項が認められる場合は先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ①人員削減を目的とした先端設備等導入計画の場合
- ②公序良俗に反するもの、反社会的なものまたはそれらの可能性がある場合
- ③市町村税を滞納している者の場合

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。